

外国人生徒のキャリア形成とボランティア

－高校進学をめざす外国人生徒が置かれた教育環境－

小 島 祥 美（愛知淑徳大学文学部）

【要旨】

2011年3月、国は日系定住外国人施策に関する行動計画のなかで、外国人の高校進学希望者にかかわる受入れについての環境整備の必要性を明示した。未だ外国人は就学義務の対象外と扱われているなか、国が外国人の高校進学にかかわる支援を明文化した意義は大きい。しかしながら、外国人生徒の入学選抜の在り方について、全国的な実態を明らかにした調査研究はほとんど実施されておらず、各地の現状が比較できないという課題が残されていた。

そこで本特集では、「外国人生徒のキャリア形成とボランティア」をテーマに設定し、「研究」と「実践」というボランティア学を支える両輪の関係性について改めて検討したい。そのために、まず本論では外国人の高校進学希望者の登竜門である外国人生徒にかかわる高校入学選抜の現状把握を試みる。高校進学をめざす外国人生徒が置かれた教育環境について全国の自治体別に実態を比較したうえで、それぞれの地域で尽力するNPOの実践論文から、外国人生徒のキャリア形成においてボランティアが今を担う役割を明らかにしていきたい。

【キーワード】 外国人生徒、高校進学、キャリア形成、理論と実践、外国人高校生

1. 特集の設定とその背景

2012年度の国際ボランティア学会・第14回大会では、「サービス・ラーニング」「在住外国人」を特定テーマとして研究発表を募ったところ、外国人児童生徒にかかわる応募が目立った。この大会の開催地であった愛知県は、文部科学省が公立学校を対象に実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」において、第2回調査から全国第1位を独走する地域である。そのため、愛知県内の公立小中学校では外国人児童生徒が在籍する光景は珍しくなく、全校児童数の約6割を外国人児童が占めるという小学校も実在するほどである。こうした地域の特性もあり、第14回大会の研究発表では、外国人児童生徒にかかわる研究について、研究者だけではなく、地域で活躍するNGO/NPOや院生・学生の発表も多く、国際ボランティア学会らしい生き生きとした実践や活動報告を共有することができた。

そこで、第14回大会の成果を踏まえて本号の特集では、「外国人生徒のキャリア形成とボランティア」に迫ろうと考えた。外国人の義務教育について、「日本国内に居住する者であっても、その者が外国

人である限り、その子を小・中学校等に就学義務は生じない」（鈴木2012:120）と扱われている。そのため、国内で未だ不就学の子どもが実在するものの、外国人の子どもの不就学問題は日本社会のなかで緊急性をもつ課題として認識されるようになった¹⁾。そして、外国人住民が集住する自治体においては、各関係者の工夫によって不就学者減少をめざした実践が行われている。外国人の不就学問題の根本的な原因が政府の外国人の就学扱いの見解にあるとしても、各地の取り組みにより近年は、「日本人と同等」の進路・進学を希望する外国人の若者が増加している。なぜならば、外国人が多く暮らす自治体等で構成する外国人集住都市会議が「子どもの教育は、高校進学だけが目標ではなく、それだけを成功指標とすべきではない。しかし、現実問題として、外国人の子どもが、日本社会において自ら未来を切り拓き一定の役割を担うためには、高校へ進学することが重要な意味を持つことは、紛れもない事実である」（外国人集住都市会議2012:18）と説明するとおり、日本社会で外国人の若者が生きるためには、「日本人と同等」の学力、つまり高等学校（以下、「高校」と記す）卒業程度の学力が求められるから

小島 祥美

である。このような現実のなか、学校や家庭では補えないことに取り組むのが、地域で共に暮らすボランティアであるのだ。

2. 問題の所在

法務省入国管理局によると、外国人登録者の総数は2008年末に過去最高を記録して以降、年々減少している。2008年末と2011年末の外国人登録者数を国籍別に比較すると、特にブラジル籍（-32.8%）の減少は著しい。これは2008年秋の未曾有の経済危機により、製造業を中心とした派遣労働に従事するブラジル人などの外国人労働者が解雇されたことと関係する。そのため、将来に希望や夢を抱きながら懸命に日本の学校や外国人学校で学んでいたその子どもたちまでもしわ寄せがいった。保護者の失業等の理由により授業料の支払いが難しくなり、経済的な理由から就学が継続できない状況に置かれ、学齢期のブラジル人住民のなかで不就学者が急増したのである。こうした非常事態をうけて国は、「これまで、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れる体制が完全には整っていなかったことが、今回このような状況を招いたともいえる。今後もこれらの人々の定住を認める以上、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要である」（日系定住外国人施策推進会議2010:2）とし、2010年8月に日系定住外国人施策に関する基本方針を発表した。そして2011年3月には具体的な施策を明文化した日系定住外国人施策に関する行動計画を発表し、そのなかで「高校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備の支援」が明示されたのである。

未だ外国人は就学義務の対象外と扱われているなか、国が外国人の高校進学にかかわる支援を明文化した意義は大きいだろう。この背景には、近年の日本国内における中学卒業者の進路状況の変化が関係すると考えられる。学校基本調査によると、1975年に91.9%であった中学卒業者の進学率は、2010年は98.0%までに上昇している。特に、国民的教育機関として教育の効果が広く社会に還元されているなどの要因により2010年度から開始した公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の存在は、高校進学が必須化している実態の証といえるだろう。こうした動向とも比例し、公立中学校

夜間学級に通う生徒や中学校卒業程度認定試験の受験状況も変化し、学齢を超過した義務教育未修了の外国人住民についても、高校進学希望者が増加している（小島2011）。

ところで、高校の入学の扱いは学校教育法施行規則第90条で規定され、入学者の選抜に基づいて校長が許可すること（第1項）、学力検査は当該高校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行うこと（第5項）と定められている。つまり、高校は義務教育課程ではないため、当該高校を設置する自治体の判断が高校入学者選抜の在り方と大きく関係する。このような現状から、前述の外国人集住都市会議は、早くから高校を設置する自治体に対して、外国人生徒にかかわる高校入学者選抜の在り方について問題提議を行ってきた²⁾。しかしながら、その根拠となる実態の提示はなく、自治体による入試の違いやその問題点などが不明のため、外国人生徒にかかわる自治体別による高校入学者選抜の現状が比較できないという課題があった。

一方で、外国人生徒の入学者選抜の在り方にかかわる研究は、兵庫県の事例検証を行った辻本（2003）をはじめ、外国人集住県と入試制度を比較した乾（2008）、東海4県の特別入試枠に着眼した細川（2011）、東京都に暮らす外国ルーツの子どもと高校進学に関する実態調査を行った多文化共生センター東京（2011）、神奈川県の実例検証を行った高橋（2011）などあるが、いずれも事例研究にとどまっている。事例研究が多いその理由として、中国帰国生徒と外国人生徒の高校入学者選抜にかかわる全国調査を試みた安場（2003）は、「今回の調査では、各地の実態までは把握することができていない」（安場2003,29）とし、研究の限界を述べている。つまり、外国人生徒の高校入学者選抜にかかわる研究について、全国的な実態を示した調査研究がほとんど実施されてこなかったのである。そのため、外国人の高校進学希望者のために各地域ではボランティアが尽力しているものの、自治体別高校入学者選抜の実態が不明のため、各地の実態が比較できないという課題が残されていた。

そこで本特集では、「外国人生徒のキャリア形成とボランティア」をテーマに設定し、「研究」と「実践」というボランティア学を支える両輪の関係性について改めて検討したい。そのため、まず外国人の高校進学希望者の登竜門である外国人生徒にかか

わる高校入学者選抜の現状把握を試みる。高校進学をめざす外国人生徒が置かれた教育環境について全国の自治体別に実態を比較したうえで、それぞれの地域で尽力するNPOの実践論文から、外国人生徒のキャリア形成においてボランティアが今を担う役割を明らかにしていきたい。

3. 調査内容とその結果

3-1. 調査方法

全国における外国人生徒の高校入学者選抜の現状把握を目的に、まず、①2012年度入学者にかかわる外国人生徒を対象にした高校入試の状況、②外国人生徒の就学状況、③外国人生徒の教育支援体制の現状、の3項目を把握するための調査票を作成した。そして、47都道府県の教育委員会（以下、「教委」と記す）および全政令都市のうち高校入学者選抜担当部局をもつ13政令都市の教委の計60教委の高校入試担当部署宛てに、2011年11月30日付で調査

協力依頼文と調査票を郵送した。その後、郵送、電話、FAX、電子メール、訪問などを通じて、調査票を回収した。その結果、2012年3月末日までに50教委（83.3%）から回答を得ることができた³⁾。

3-2. 調査結果

（1）外国人生徒を対象にした入学者選抜の有無とその内容

外国人生徒を対象にした入学者選抜の有無を分析した結果、「有る」教委は15教委（30.0%）であった。学校種別にみると、全日制は15教委、定時制は9教委、通信制は2教委であった（表1）。

「有る」の15教委について、回答別に出願資格、対象学校数、選抜検査内容を比較した。その結果、出願資格は3つに区分でき、「来日3年以内」が11教委で最も多く、次いで「来日6年以内」が3教委、「限定なし」が1教委であった。

対象学校数は2つに区分でき、「限定校」（10教委）

表1 外国人生徒を対象にした入学者選抜が「有る」と回答した15教委の状況

	学校種別 ※1			出願資格	対象学校数	選抜検査内容 ※2			
	全日	定時	通信			学力検査	作文	面接	その他
秋田県	○	○	○	3年以内	全校	○個別判断	○	○	○学力検査等実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行って日本語能力の結果や生徒の海外での学習状況等を考慮して学力検査の実施時間を延長する等
福島県	○	×	×	3年以内	限定(7校/88校中)	△学校により基礎学力検査実施	○	○	○調査書(又は成績証明書等)
茨城県	○	○	×	3年以内	全校	○国、数、英		○	
千葉県	○	○	×	3年以内	限定(10校/131校中)		○英語又は日本語	○英語又は日本語	○詳細は各学校が決定する
東京都	○	×	×	3年以内	限定(3校/178校中)		○日本語又は英語	○	
神奈川県	○	○	×	3年以内	限定(全日制8校/141校中、定時制1校/20校中)	○国、数、英		○	○定時制の課程の志願のうち、20歳以上の方については、作文をもって学力検査に代えることができる
横浜市	○	×	△	3年以内	限定(1校/8校中)	○英(リスニングテスト含)、国、数		○	○実技検査は、受験生一人ひとり面接形式により行う。①5分程度の英問英答を行う。②80～100語程度の書かれた英文を熟読した後、その英文を音読する。またその英文について英問英答を行う
岐阜県	○	○	×	3年以内	全校(定時制は限定)	○国、数、英	○	○	○一部、実技検査あり
静岡県	○	×	×	3年以内	限定(8校/101校中)	○日本語基礎力検査		○	
浜松市	○	△	△	年数なし	全校(1校)	○総合問題(国30点、数30点、英40点、計100点満点)		○(日本語)	○国語は現代文と古文から構成、国語を除いて漢字にルビをふる、英語と数学はポルトガル語による設問の受験も可能
愛知県	○	×	×	6年以内	限定(4校/160校中)	○国、数、英		○	○学力検査の問題にはルビをふることとする
三重県	○	○	×	6年以内	限定(全日制17校/59校中、定時制11校/12校中)	○後期選抜は学校により基礎学力検査実施	○後期選抜は自国語(または英語)又は日本語		○全日制の前期選抜は他の受験者と同じ検査内容
福岡県	○	○	×	6年以内	限定(全日制19校/92校中、定時制7校/21校中)	○国、数、英について、特別の学力検査	○	○	
長崎県	○	○	×	3年以内	全校		○日本語又は外国語(英語又は中国語)	○	
鹿児島県	○	○	○	3年以内	限定(73校/74校中)		○	○	○調査票を統合して選抜

※1 ○印は「有る」、×印は「無い」、斜線は「該当校無し」を示す

※2 ○印は該当項目が「有る」を示す

小島 祥美

が「全校」(5教委)より多かった。

選抜検査内容は回答別に4つに区分でき、「面接」が14教委で最も多く、次いで「学力検査」が11教委、「作文」が9教委、「その他」が10教委であった。その他とは、時間延長やルビ振り、多言語対応などの個別対応(4教委)、調査票を含む評価(2教委)、20歳以上の対応(1教委)などであった。

(2) 外国人生徒を対象にした入試特別措置の有無と その内容

外国人生徒を対象にした入試特別措置の有無を分析した結果、「有る」教委は31教委(62.0%)であった。学校種別にみると、全日制は30教委、定時制は29教委、通信制は10教委であった(表2)。なお、入試特別措置とは、一般の受験生と共に受験する際

に何らかの措置を受けられることを示す。

「有る」の31教委について、回答別に出願資格、措置の内容を比較した。その結果、出願資格は、「外国人(籍)生徒」と「中国帰国(引揚)生徒」の2つに区分できた。区分別にみると、外国人生徒はすべての教委に、中国帰国生徒は28教委に明記されていた。その条件を比較すると、いずれも「詳細条件有り」が「個別判断」より多かった。

措置の内容は回答別に6つに区分でき、「ルビ振り」が13教委で最も多く、次いで「時間延長」が11教委、「科目数減」が9教委、「個別判断」が8教委、「面接」が4教委で、「その他」が7教委であった。その他とは、別室受験(3教委)、辞書持込み可(2教委)、作文多言語対応可(1教委)であった。

表2 外国人生徒を対象にした入試特別措置が「有る」と回答した教委31教委の状況

	学校種別 ※1			出願資格 ※2		措置の内容 ※3					
	全日	定時	通信	外国人(籍)生徒	中国帰国生徒	個別判断	ルビ振り	科目数減	時間延長	面接	その他
札幌市	×	○	△	■来日後5年未満	■引揚後5年未満					○通訳等の配慮	○作文多言語対応可(英語・中国語・ハンガール・ロシア語等)
宮城県	○	○	○	■海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満	●中国残留孤児の子、日本残留外国人の子						
仙台市	○	○	△	●配慮を要する者	●配慮を要する者	○					
秋田県	○	○	○	■在学期間が3年未満	■在学期間が3年未満	○					
栃木県	○	○	×	■2年以内(外国での在学期間が長期者は帰国後3年以内)	■2年以内(外国での在学期間が長期者は帰国後3年以内)			○			
群馬県	○	△	×	■3年以内	■3年以内					○英語の場合有	
東京都	○	○	×	■3年以内	■小4学年以上		○				
神奈川県	○	○	○	■6年以内	■6年以内		○		○	○わかりやすい言葉	
横浜市	○	○	△	■6年以内	■6年以内		○		○	○適切な取扱い(ゆとりと質問など)	○別室受験
富山県	○	○	×	■6年以内	-		○				
福井県	○	×	×	■外国での継続在学年数2年以上で入国後2年以内	■外国での継続在学年数2年以上で入国後2年以内			○国・英・数の3教科			
山梨県	○	○	×	■7年以内	■7年以内			○自己選択した3教科			
長野県	○	○	×	■3年以内	■3年以内		○漢字読み質問可	○科目代え	○各教科10分		
岐阜県	○	○	×	■海外での生活が継続して2年以上で、入国後3年以内	-			○科目代え			
滋賀県	○	○	○	■渡日後3年以内で、海外での在学期間が渡日時からさかのぼり継続して1年以上の者	■帰国の期間が3年以内で、海外での在学期間が帰国からさかのぼり継続して1年以上の者		○		○各教科10分		○2冊まで辞書持込み可
京都府	○	○	×	■外国での在学期間が継続して1年以上	■外国での在学期間が継続して1年以上		○		○		
京都市	○	○	×	■外国での在学期間が継続して1年以上	■外国での在学期間が継続して1年以上		○		○10分		○別室受験
大阪市	○	○	△	■小1学年以上の学年に編入学	■小1学年以上の学年に編入学		○		○		○辞書持込み可

	学校種別 ※1			出願資格 ※2		措置の内容 ※3					
	全日	定時	通信	外国人（籍）生徒	中国帰国生徒	個別判断	ルビ振り	科目数減	時間延長	面接	その他
兵庫県	○	○	○	●認められた者	●認められた者		○		○		○別室受験
奈良県	○	×	×	■小4学年以上の学年に編入学したもの	-			○数・英の学力検査			
和歌山県	○	○	回答なし	●特別の措置希望者	●特別の措置希望者	○					
鳥取県	○	○	○	■3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国での在学期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上。学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。	■3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国での在学期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上。学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。			○国、数、英の3教科			
島根県	○	○	×	■入国後3年以内	■入国後3年以内の者	○					
香川県	○	○	○	■日本での中学校生活が3年間に満たない者	●中国帰国生	○					
福岡県	○	○	×	■小4学年以上の学年に編入学した者、又は帰国時にすでに学齢を超過してわが国の小中学校に編入学できなかった者で、平成17年1月1日以降に帰国した者	■小4学年以上の学年に編入学した者、又は帰国時にすでに学齢を超過してわが国の小中学校に編入学できなかった者で、平成17年1月1日以降に帰国した者				○国語 25 分、その他教科 15 分、数学の追加問題 10 分		
佐賀県	○	○	×	■小4学年以上の学年に編入学した者、又は帰国時にすでに学齢を超過してわが国の小中学校に編入学できなかった者で、平成17年1月1日以降に帰国した者	■小4学年以上の学年に編入学した者、又は帰国時にすでに学齢を超過してわが国の小中学校に編入学できなかった者で、平成17年1月1日以降に帰国した者		○	○国、数、英	○国語 25 分、数学及び英語はそれぞれ 15 分		
長崎県	○	○	×	●ルビ振り問題が必要と認められる者	●ルビ振り問題が必要と認められる者		○				○別室受験
熊本県	○	○	×	■小4学年以上の学年に編入学した者、又は入国後すぐに学齢を超過してわが国の小中学校に編入学できなかった者で、平成18年4月1日以降に入国した者。	■入国後小4学年以上の学年に編入学した者、又は入国後すぐに学齢を超過してわが国の小中学校に編入学できなかった者で、平成18年4月1日以降に入国した者。			○選択した3教科、作文と面接			
大分県	○	○	○	●受験する際に特別措置が必要と認められる者	●受験する際に特別措置が必要と認められる者	○					
宮崎県	△	△	△	●個別の事案に応じて弾力的に対応する	●個別の事案に応じて弾力的に対応する	○					
鹿児島県	○	○	○	■3年以内(中学校又はこれに準ずる学校に編入学した者)	■小学校4年以上の学年に編入学した者。		○(一部)		○国語 25 分、他の教科は 15 分		

※1 ○印は「有る」、×印は「無い」、△印は「一部有る」、斜線は「該当校無し」を示す
※2 ●印は「個別判断」、■印は「詳細条件」を示す ※3 ○印は「該当項目有り」を示す

(3) 日本の中学校に相当する外国人学校中等部卒業生にかかわる日本の公立高校入学者選拔出願資格の扱いについて

日本の中学校に相当する外国人学校中等部卒業生にかかわる日本の公立高校入学者選拔出願資格の扱いについて分析した結果、「認めない」の16教委(32.0%)が、「認める」の14教委(28.0%)より多かった(図1)。なお、「その他」とは、個別判断する場合などを示す。

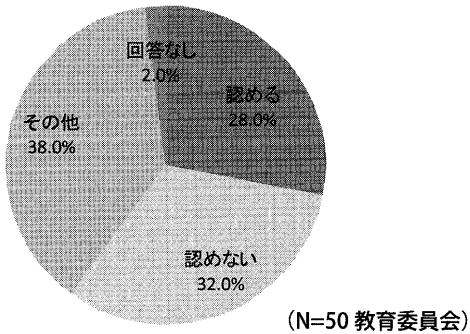


図1 日本の中学校に相当する外国人学校中等部卒業生にかかわる日本の公立高校入学者選拔出願資格の扱い (N=50 教育委員会)

小島 祥美

(4) 外国人生徒の教育支援体制について

外国人生徒や外国人生徒が在籍する高校に対して教委が予算を計上して行う対応や施策などの教育支援体制の有無を分析した結果、「無し」の25教委(50.0%)が、「有り」の22教委(44.0%)より多かった(図2)。なお、「回答なし」が3教委(6.0%)であった。

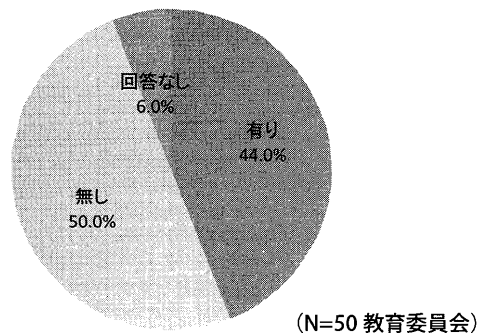


図2 外国人生徒の教育支援体制の有無

(5) 外国人生徒の在籍状況について

当該自治体内の高校における学校種別国籍別による外国人生徒数の把握の有無を分析した結果、「無し」の30教委(60.0%)が、「有り」の20教委(40.0%)より多かった(図3)。なお、不明や回答なしについては「無し」に含み、分析を行った。

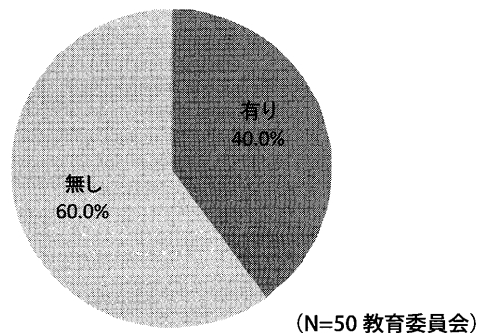


図3 外国人生徒の在籍状況の把握の有無

4. 調査から明らかになったこと

本調査の結果、全国における外国人生徒の高校入学者選抜の現状と課題が明らかになった。

まず1つ目が、外国人生徒の在籍状況の把握の有無と公的取り組みとの関連である。外国人生徒の在籍状況の把握の有無別に、入学者選抜、入試特別措置、教育支援体制の有無を比較したところ、外国人生徒の在籍状況を把握していない自治体については、入学者選抜と教育支援体制が無い自治体の比率が高かった(表3)。つまり、基礎データを把握していない自治体は、外国人生徒にかかわる対応や施策が確立していない傾向が高い。

2つ目が、高校入学後の外国人生徒に対する教育支援体制の重要性である。本調査実施と近い時期に行われた文部科学省の「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」(以下、「文科省調査」と記す)について、自治体別学校種別に結果を比較すると、学校種別で「高校」の該当者が0人の地域は11自治体であった。それらの自治体について、本調査で把握できた9教委を比較すると、いずれにおいても教育支援体制は無であった(表4)。つまり、入学後の具体的な学習支援の有無が外国人生徒の高校進学と大きく関係していると考えられる。以上から、外国人生徒が継続して安心して学べる環境づくりにおいて、入学者選抜や入試特別措置に準じた具体的な入学後の学習支援にかかわる施策が必要であるといえる。

3つ目が、日本の中学校に相当する外国人学校中等部卒業生にかかわる日本の公立高校入学者選抜出願資格は自治体により判断が異なることである。国は「日本にある外国人学校中等部は中学校ではないため、これを卒業したことをもって、高等学校入学資格を有するものではありません」(初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室)とした姿

表3 外国人生徒の在籍状況の把握の有無別公的取り組みの比較

		外国人生徒の在籍状況の把握			
		有り		無し	
入学者選抜	有り	9	18.0%	7	14.0%
	無し	11	22.0%	23	46.0%
入試特別措置	有り	12	24.0%	18	36.0%
	無し	8	16.0%	12	24.0%
教育支援体制	有り	14	28.0%	8	16.0%
	無し	6	12.0%	22	44.0%

表4 文科省調査の高校で該当者が0人であった9自治体別本調査結果の比較

	教育支援体制	入学者選抜	入試特別措置	在籍状況の把握
青森県	×	×	×	×
秋田県	×	○	○	○
富山県	×	×	○	×
島根県	×	×	○	×
岡山県	×	×	×	×
高知県	×	×	×	×
長崎県	×	○	○	○
宮崎県	×	×	△	○
鹿児島県	×	○	○	×

※表中の○印は「有る」、×印は「無い」、△印は「一部有る」を示す
なお、本調査で回答が得られなかった2教委（山口県、徳島県）を除く

勢を示している。しかしながら、自治体は当該地域内にある外国人学校を「学校」として判断し、外国人生徒の進路保障を主眼にした柔軟な対応を行っている実態も明らかになった。

5. おわりにー本特集の意義とは

外国人生徒の高校進学に着眼すると、自治体による公的取り組みの格差が大きいことが本調査から明らかとなった。まずこの格差を最小限化するためには、当該自治体において学校種別や国籍別の外国人高校生徒数把握は必須であり、その上で、入学者選抜や入試特別措置の対応とあわせた入学後の施策づくりや対応の構築、外国人学校中等部卒業者の進路保障を考えていくことが重要である。

このように自治体の違いがあるなかでも、「日本人と同等」の進路・進学を希望する外国人の若者のために尽力しているのが、地域で共に暮らすボランティアである。したがって、本稿の1.で述べたテーマ設定の趣旨に基づき、外国人生徒のキャリア形成にかかわる実践に取り組む4つのNPOに執筆を依頼した。

第一論文は、神奈川県事例からボランティアと教育委員会の協働が持つ可能性をキャリア支援の在り方から考察した吉田論文である。前述のとおり、自治体により外国人生徒の高校入学者選抜の内容は異なり、その内容も入学年度によって異なるため、入試以前に複雑な高校入試制度の理解が外国人生徒にとって第一関門となる。このようななか、吉田がメンバーの一人として活動するNPO法人多文化共生教育ネットワークかながわは、1995年に

全国で初めて「日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス」を実施した。吉田は、高校進学ガイダンスの実績から具体的な高校入学後のキャリア支援へ繋がった実践の過程を述べている。

第二論文は、NPO法人神戸定住外国人支援センターの学習支援と奨学支援の事例から、学びの保障を考察した金・志岐論文である。金が理事長をつとめるNPOは、外国人児童生徒を対象にした学習支援だけでなく、高校進学者の奨学支援にも取り組む。その理由を『学力保障』と『進路保障』を重視することで日本社会への『同化』を促すといった短絡的な場ではなく、社会参加の機会を保障し、貧困や社会的排除の再生産を断ち切るため」と説明する。こうした活動の根底には、活動拠点のある神戸市長田区が古くからの移住者多住地域であることや、学習支援は地域に暮らす子どもの声から誕生したことなど、永年におよぶ地域社会との丁寧な対話が礎となっている。活動から得た学びを根拠に金・志岐は、「ホスト社会である日本があるべき変化を遂げて受け入れているか」と自ら立てた問いの考察は興味深い。

第三論文は、外国にルーツをもつ若者が設立したNPO法人Mixed Roots×ユース×ネット★こんぺいとうの活動実践から、同じ境遇で育つ後輩を応援する仕組みづくりの在り方を提案した論文である。このNPOは、国際ボランティア学会が選考および表彰する隅谷三喜男賞を2012年度に受賞した。「日系人の若者が才能を発揮でき、生まれ育った地域社会に貢献するにはどうしたらいいのか。そんな問題意識から始まったユニークな活動が評価された」

小島 祥美

(岐阜新聞 2013) ものの、この受賞は自らの活動の意義を問い直す契機にもなったという。当事者である外国人青年が果敢に取り組むその理由を実践から導いた考察に注目したい。

第四論文は、外国人児童生徒のキャリア形成への環境づくりに取り組む NPO 法人愛伝舎の活動実践を考察した論文である。三重県のキャリアガイドセミナー事業を受託することによって筆者である坂本・神水は、活動拠点を置く三重県において広域な人的ネットワークを獲得した。そして、このネットワークを生かし、NPO として認識する地域の課題を解決しながら県事業を活用して実践していく知の過程を説明している。このような具体的な例示は、外国人生徒のキャリア支援の方法で模索する他の自治体や NPO に大きなヒントとなるだろう。

上記の 4 篇を通じて本特集の議論が、国内で増加する外国人の子どもが当たり前活躍できる社会づくりの一助になることを心から願いたい。

【注】

- 1) 例えば教育社会学者である志水 (2008) は、日本の学校におけるニューカマーの子どもがかかえる教育問題の一つに不就学問題があることを先行研究から導き、岐阜県可児市において筆者が行った研究(小島・中村・横尾 2004) をとりあげ、「この研究に刺激を受けるような形で、ここ数年、外国人集住都市会議に参加している自治体を中心に、ニューカマーの子どもたちの不就学の実態をていねいに把握しようという取り組みが進められている」(志水 2008:18) と説明する。
- 2) 2006 年 11 月 21 日に発表した外国人集住都市会議の「よっかいち宣言」のなかで、外国人生徒が不利にならないような公立高校選抜基準づくりや入学後の学習支援体制の整備の必要性を述べている(外国人集住都市会議 2006)。なお、同会議が 2012 年 11 月 12 日に発表した「いいだ宣言」のなかで高校入試制度及び高校における支援についても言及しているが、当日配布資料に明記されているとおり、筆者(小島)の研究成果を参考に調査したもので独自調査によるものではない(外国人集住都市会議 2012: 25)。
- 3) 本調査研究は、科学研究費補助金(若手研究 B)「ヒューマン・グローバリゼーションにおける教育環境整備と支援体制の構築に関する研究」(課題番号 22730673) の助成をうけて実施した。調査協力いた

だいた計 50 教委は、北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の 39 都道府県と、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、広島市の 11 政令都市の教委であった。

【引用文献】

- 安場淳. 2003. 各都道府県による“中国帰国生徒・外国人生徒”の進学保障の現状－公立高校の入試特別措置の設置状況についての調査報告－. 中国帰国者定着促進センター紀要 10: 1-30.
- 乾美紀. 2008. 高校進学と入試. 志水宏吉編. 高校を生きるニューカマー－大阪府立高校にみる教育支援. 明石書店. 29-43.
- 外国人集住都市会議. 2006. よっかいち宣言－未来を担う子どもたちのために.
- 外国人集住都市会議. 2012. 外国人集住都市会議東京 2012. 多文化共生社会をめざして－すべての人のつながり、ともに築く地域の未来(外国人集住都市会議東京 2012 当日資料).
- 岐阜新聞. 2013. 隅谷三喜男賞を受賞(2013 年 2 月 18 日朝刊).
- 小島祥美. 2011. 学齢を超過した義務教育未修了の外国人住民の学習権保障. ボランティア学研究 11: 21-33.
- 小島祥美・中村安秀・横尾明親. 2004. 外国人の子ども教育環境に関する実態調査－行政・民間団体・大学研究者による協働研究調査報告書(2003 年度調査のまとめ). 可児市・可児市国際交流協会.
- 志水宏吉. 2008. ニューカマーと日本の学校. 志水宏吉編. 高校を生きるニューカマー. 明石書店.
- 初等中等教育局国際課. 2011. 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成 22 年度)」の結果について. 文部科学省. (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/1309275.htm, 2013.11.30)
- 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室. 高等学校入学資格 Q & A. 文部科学省 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sikaku/1311012.htm, 2013.11.30)
- 鈴木勲編. 2012. 逐条学校教育法. 学陽書房.

高橋清樹. 2011. 外国につながる生徒の高校進学と進学の支援・神奈川の場合. 移住連貧困プロジェクト編. 日本で暮らす移住者の貧困. 現代人文社. 47-48.
多文化共生センター東京. 2011. 東京都に暮らす外国ルーツの子どもと高校進学に関する実態調査.
辻本久夫. 2003. 外国人生徒の中学校卒業後の進路課題 - 兵庫県の緊急な教育課題. 解放教育 33(2): 52-59.
日系定住外国人施策推進会議. 2010. 日系定住外国人施策

に関する基本指針. 内閣府 (<http://www8.cao.go.jp/teiju/guideline/pdf/fulltext.pdf>, 2013.11.30)
日系定住外国人施策推進会議. 2011. 日系定住外国人施策に関する行動計画. 内閣府 (<http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/policy/pdf/fulltext-koudo.pdf>, 2013.11.30)
細川卓哉. 2011. 外国人生徒の高校進学に関する教育課題 - 特別入試枠に着目して. 名古屋大学大学院教育発達科学専攻・教育論叢 54: 3-12.

Volunteers and Career Formation of Foreign Students: Established Educational Environment Confronting Foreign Students Who Intend to Enter High School

Yoshimi Kojima
(Aichi-shukutoku University)

We have set the theme for this special issue as “volunteers and career formation of foreign students.” We re-examine the close relationship between “research” and “practice” for supporting volunteer studies. In March 2011, in the action plan on Measures for Foreign Residents of Japanese Descent, the Japanese government specifically identified the need to improve the environment for the acceptance of foreign junior high school students who intend to join high school. For a country that still omits compulsory school attendance for foreign students, this stipulation supporting foreign students’ entry to high school is especially significant. However, although the selection criteria of public high school student differ among local governments, few studies have addressed the actual situation of the entire country. Thus, as the established educational environment confronting foreign students who intend to enter high school in each area is unknown, it is the local volunteers who support foreigners living in the area to enhance their abilities as required by the local Japanese society. Therefore, we first examine the actual nationwide selection criteria for foreign students in public high schools. We describe the current role of volunteers in foreigners’ career formation, by comparing each local government’s requirements and analyzing reports on the NPO practice in each community.

Keywords : foreign student, entry to high school, career formation, research and practice, high school immigrant students